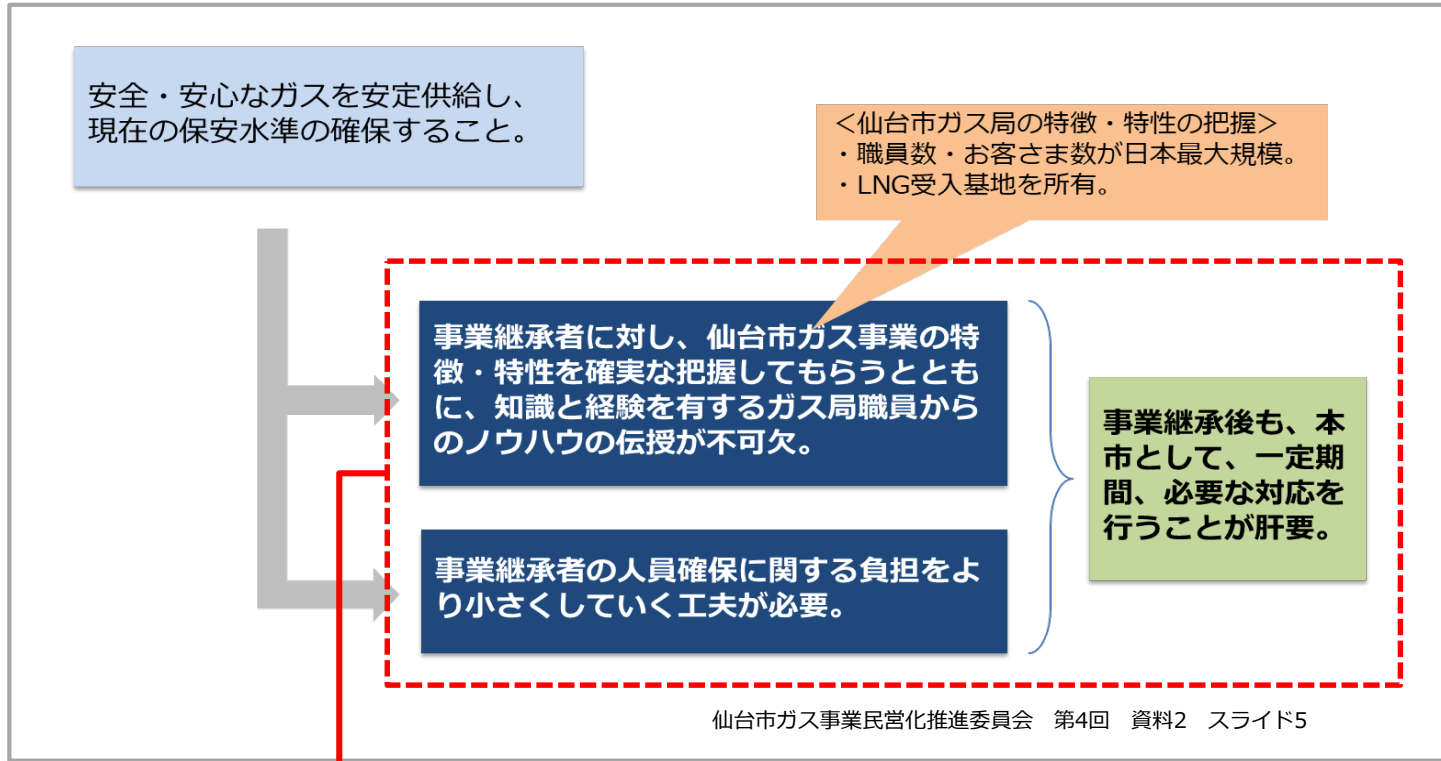


# 事業継承手法について



令和2年1月30日

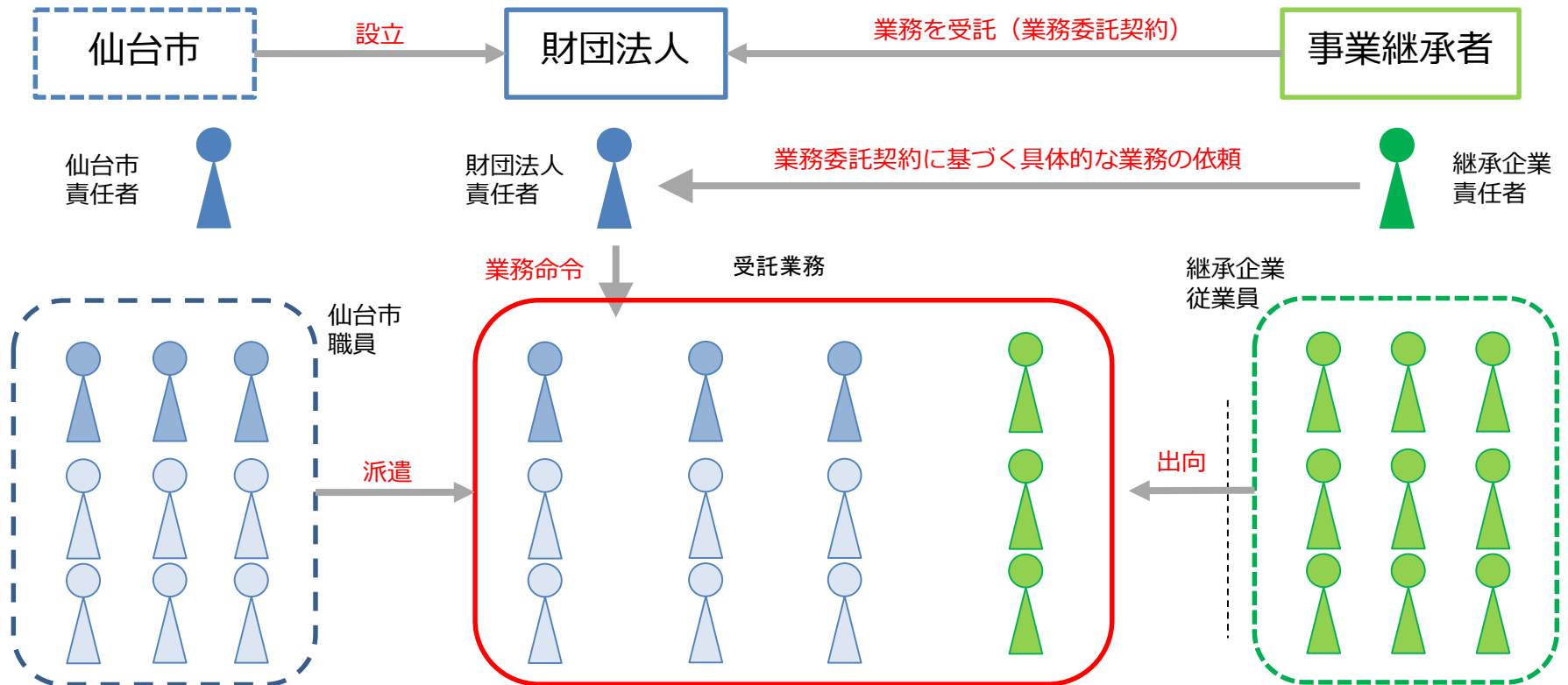
# 1 事業継承に係るこれまでの審議の確認



- 以下の項目についての具体化が必要となる。
- ・ 「ガス局職員からのノウハウの伝授」とはどのような形が望ましいか。
- ・ 「人員確保に関する負担」を解消するにはどのような形が望ましいか。

## 2 業務受託方式（財団法人）

- ① 本市は、新たに財団を設立し、職員を派遣した上で、製造・供給・保安などの業務を中心に、事業継承者の業務を受託する。
- ② 本市からの派遣職員は、段階的に引き上げていく（派遣は原則3年、最大5年）。
- ③ 財団法人は事業継承者からの職員の出向を受け、研修を行っていくことを想定。
- ④ 5年経過後は、財団法人を解散し、事業継承者による経営に移行する。



### 3 職員の処遇

#### 民営化計画における事業継承に係る事項

- 事業譲渡時点で仙台市ガス局に在籍している職員は、本人が事業継承者への転籍を希望する場合を除き、原則として市長部局等へ配置転換する。
- ただし、事業譲渡後においては、事業が円滑に承継されるよう、一定期間、ガス事業に従事するなど、必要な対応を行う。



職員としての身分は保持

#### 職員の選択肢

- ①財団法人でガス事業に従事 ②市長部局等への配置転換 ③本人が希望する場合は転籍



#### 円滑な継承のためには①や③による職員の協力が不可欠

- ①については、財団において、仙台市に準拠した処置とし、その費用を業務受託料に反映していく。
- 職員が転籍となる場合は特段の配慮を求め、また、これまでの処遇についても保持するよう、求めている。